

〈令和7年度〉御殿場市結婚新生活支援事業

結婚新生活を始めるための 住居費用等を助成します。

申請期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

対 象

令和7年1月1日以降に婚姻し、
御殿場市内で新生活を始める
ともに39歳以下の夫婦

※その他所得等の要件あり

補 助 金 額

1世帯あたり **最大30万円**

※夫婦ともに29歳以下の場合、
最大60万円

注：補助金の申請を検討される方は、
事前にご相談ください。



詳細は裏面をご確認ください

申請・問い合わせ先

御殿場市役所 子育て支援課

TEL：0550-82-4124

E-mail：kosodate@city.gotemba.lg.jp

（土日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

御殿場市結婚新生活支援事業費補助金概要

補助金の額 1世帯当たり**最大300,000円**(夫婦ともに29歳以下の場合、**最大600,000円**)

※申請した年度に満額とならない場合、次年度に再度申請できる可能性があります

対象となる費用 ※全て令和7年4月1日以降に支払った費用が対象となります。

- ・住宅の取得のために要した費用のうち、当該住宅の購入費。 ※土地取得に係る費用を除きます。
- ・賃料等(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ・住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の費用
※倉庫・車庫・門・フェンス・植栽に係る工事費用とエアコン・洗濯機等の家電購入費は除きます。
- ・引越費用(引越業者、運送業者に支払った費用)
※勤務先から住居手当等が支給されている場合は、上記費用から差し引きます。

補助の対象となる世帯

(1)～(8)以下のすべてを満たす世帯

(1)令和7年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦

(2)前年の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満

※奨学金の返済を行っている場合は、返済額を所得から控除することができる。

(3)婚姻日において、夫婦がともに39歳以下であること

(4)申請時において、夫婦の双方又一方が御殿場市に住所を有していること

(5)補助金の交付を受けた日から原則1年以上、市内に定住すること

(6)過去に夫婦の一方又は双方が本補助金(他自治体の同等の補助制度も含む)の交付を受けていないこと

(7)市区町村税の滞納がないこと

(8)暴力団等の反社会的勢力又はそれに関係するものでないこと

手続きの流れ (チェックリスト)

1.【申請】 下記1から9(8, 9は該当する場合のみ)の申請時に必要な書類を市子育て支援課へ提出する。

□1. 御殿場市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)

□2. 婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)又は婚姻届受理証明書

□3. 世帯全員の住民票の写し(本籍・筆頭者が記載されたもの)

□4. ご夫婦の前年の所得が確認できる所得証明書

※前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年のもの

□5. 契約書・領収書の写し ※領収書等は電子データも可

・住宅取得の場合・・・売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し

・賃貸の場合・・・賃貸借契約書の写し及び賃料等の支払いが確認できる書類

・リフォームの場合・・・工事請負契約書の写し及び領収書の写し

・引越費用の場合・・・引越費用の領収書の写し又は支払いが確認できる書類

□6. ご夫婦の市区町村税の滞納がないことがわかる書類(納税証明書、滞納のない証明書等)

□7. ご夫婦の住宅手当等支給証明書(様式第2号) ※給与所得者である場合に限る

□8. 貸与型奨学金の支払いを行っている場合、年間返済額が分かる書類の写し

□9. 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合、それが分かることの書類

2.【審査】 市が申請内容を審査し交付の決定をした場合、申請者あてに「交付決定通知書」が送付される。

3.【請求】 「交付決定通知書」を受領後に、下記1, 2の請求時に必要な書類を提出する。

□1. 御殿場市結婚新生活支援事業費補助金請求書(様式第4号)

□2. 振込先が分かる通帳等(キャッシュカードも可)の写し

4.【支給】 市から補助金が申請者の指定口座に振り込まれる。

※交付申請書等は、
市ホームページから
ダウンロードできます。



※補助金の交付は予算の範囲内となります。申請の準備が整いましたらお早めに申請をしてください。